2025. 3. 5

年金の世代間格差＝不公平の落とし穴

～損得論よりもっと大事なこととは？～

経済調査部　エコノミスト
前田　和孝

ポイント

- **SNS では「保険料を払うなら自分で運用した方がまし」、「若い世代は払い損」などの批判が噴出。しかし、公的年金の価値は金銭的な期待値だけでなく、保険機能も加味して評価することが必要**
- **過去のエンゲル係数や現在の子育て支援などの状況を踏まえると、全体的な負担感は保険料だけでは測れない**
- **保険料など金銭的な側面に着目しすぎるのではなく、経済のパイ（国民所得）を増やすための少子化傾向の緩和や働き手確保といった視点が大事**

１．改正案での保険料引き上げに対する拒否感は根強いが

年金制度改革関連法案の提出を今国会で見送る案が浮上している。7 月の参議院選挙を控え、保険料引き上げに対する批判への説明が難しいことなどが理由とされている。改正案のなかでとりわけ SNS などで反対の声が上がっているのが標準報酬月額の上限引き上げである。

標準報酬月額は、厚生年金の保険料を算定する際の基準となるもので、被保険者の給与（基本給に残業手当・通勤手当などを含めた税引き前の給与）を一定の幅で区分したものである。現行では下限が 8.8 万円、上限が 65 万円となっている。今回の改正案では、上限の 65 万円を 75 万円などに引き上げることが検討されており、年収 798 万円（賞与除く）以上が対象となる。現状は標準報酬月額の上限に 303 万人が該当しており、全体の 7%を占める（図表 1）。また、男性に限ればこの等級が最頻値である。今後の賃金上昇によってさらにこの等級に当てはまる人が増えることが予想されるため、上限を引き上げて分布の歪さを修正しようというのが改正案の趣旨である。

（図表1）標準報酬月額別の厚生年金保険（第1号）被保険者数

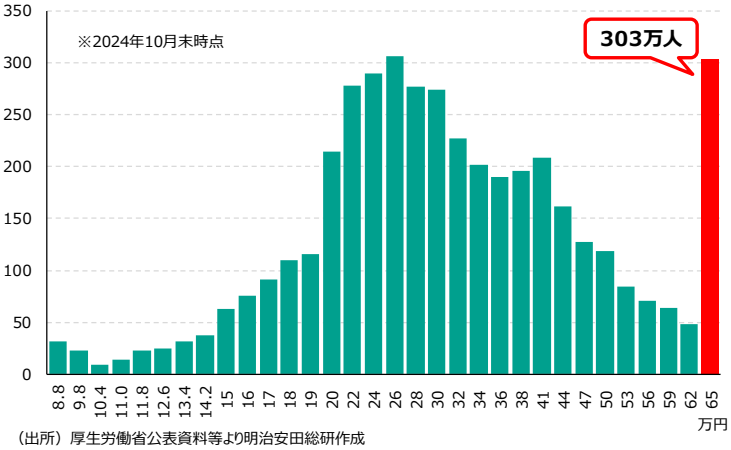

（出所）厚生労働省公表資料等より明治安田総研作成

厚生年金の保険料率は標準報酬月額の 18.3%で固定されている。もっとも、標準報酬月額 65 万円に位置している人はその限りではない。なぜなら、月額給与 65 万円の人も 100 万円の人も支払う保険料は 118,950 円（従

業員負担分は 59,475 円）で同じとなるためである。その結果、月給 100 万円の人の保険料率は実質的には 11.9%にすぎない(図表 2)。『年収 798 万円は高所得でもないのに保険料を引き上げるのか』といった声がしばしば聞かれるが、実態はより低い等級の人と同じ料率に近づくだけである。当然、将来受け取る年金額も支払い増加に応じて増えることになる。そもそも年収 798 万円と年収 1,200 万円の人が同じ保険料でいいのかという論点もある[1]。そのため、標準報酬月額の上限引き上げは世代間格差の問題というよりは現在の労働者間での不公平感を是正するという意味合いの方が大きいように思われる。

（図表2）標準報酬月額の改正と保険料

月額給与	現行			改正案（標準報酬月額上限65⇒75万円）		
	標準報酬月額（万円）	保険料（万円）	保険料率（実質）	標準報酬月額（万円）	保険料（万円）	保険料率（実質）
20	20	3.7	18.3	変更なし		
30	30	5.5	18.3			
40	41	7.5	18.3			
50	50	9.2	18.3			
60	59	10.8	18.3			
65	65	11.9	18.3			
70	65	11.9	17.0	71	13.0	18.3
80	65	11.9	14.9	75	13.7	17.2
90	65	11.9	13.2	75	13.7	15.3
100	65	11.9	11.9	75	13.7	13.7

月給65万円以上の実質的な保険料率は低下　　18.3%に近づく

※保険料、保険料率は事業主負担分を含む

※保険料率は月額給与65万円（改正案では70万円）までは保険料÷標準報酬月額、70万円（同80万円）からは保険料÷月額給与で計算。標準報酬月額は被保険者の給与を一定の幅で区分したものであるため、実際には標準報酬月額65万円（同70万円）以下の場合でも月額給与には1～3万円の幅があり、厳密には同じ標準報酬月額でも全員が18.3%の保険料率にはならない点には注意が必要

（出所）厚生労働省公表資料より明治安田総研作成

２．公的年金の”もらい得”、”払い損”にはリスクヘッジ機能が考慮されていない

ただ、たとえ一部の対象者であったとしても、物価高に直面するなかでの保険料引き上げに現役世代から強い拒否感が出るのは致し方ない面はある。一方、SNS でよく聞かれる「保険料を支払うくらいなら自分で運用した方がまし」、「年金は払い損が確定している金融商品」、「若い世代は〇千万円の払い損」といった批判については必ずしも当てはまらない点がある。年金には世代間格差が確かにあるが、株式や債券などの金融商品と比較することや、世代別の金銭的な損得のみを基準として論じることは果たして正当だろうか。

そもそも年金の議論でよくなされる世代間の”もらい得”、”払い損”はどのように計算されるのか。年金は保険料を支払いはじめてから給付を受け取り終わるまでに長期間を要する。例えば、20 歳で保険料を払いはじめ、65 歳で受給開始とする。65 歳における平均余命まで年金を受け取るとすると、男性はおよそ 85 歳、女性は 89 歳までもらい続けることになり、支払い開始から受け取り終わるまでには 60 年以上かかる。

年金の損得を計算する場合、支払った保険料の総額と受け取った年金の総額は時間の経過に伴って実質的な価値が変化するため、両者を単純比較するのは適切ではない。保険料額と給付額を割引率で 65 歳といったある時点の価格に換算する必要がある。そのうえで、給付額を保険料額で割った給付負担倍率を計算し、1 を上回る場合は”もらい得”、下回る場合は”払い損”とされている。

給付負担倍率を計算する際に用いられる割引率は大きく物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りの 3 つに分けられる。それぞれ購買力、生活水準、株式や債券などの金融商品と比較する場合に用いられ、一般的には物価上昇率＜賃金上昇率＜運用利回りという関係に基づいて試算されることが多い。金融商品と比較する場合には運用利回りを両者に共通の割引率として用いることが一般的だが、将来の給付額はその他の指標と比べて小さく評価されることになる。公的年金制度では、保険料は賃金の一定割合を拠出し、給付額も基本的には賃金上昇率を反映する仕組みとなっている。そのため、割引率としては運用利回りではなく、賃金上昇率を用いる方が適切と考える。

[1] ただし、厚生年金の標準報酬月額上限は、これまで①収入の多寡で給付額の差があまり大きくならないようにする、②高所得者や事業主の保険料負担に配慮するという観点で設定されていることには注意が必要

ただ、いずれの指標を割引率として使用したとしても、年金の”もらい得”や”払い損”の考え方には問題がある。公的年金はリスクに備える「保険」の機能を持つ。具体的には、想定以上に長生きすることで高齢期の生活資金が枯渇するリスクや、インフレによる老後資金の実質価値低下リスク、障害や遺族になった場合のリスクを保障する。そのため、公的年金の価値を論じるには、金銭的な期待値だけでなく、こうしたリスクに備えることによる効用・安心を加味する必要があるが、損得計算ではこうした点は評価されない。

３． 保険料だけで各世代の全体的な負担感は測れない

拠出制の国民年金制度が開始されたのは 1961 年だが、当時の保険料は 35 歳未満が月額 100 円、35 歳以上は 150 円だった。また、厚生年金の保険料率は 3.5%である（図表 3）。その後、保険料は引き上げられ、2025 年 3 月時点で国民年金 16,980 円、厚生年金 18.3%となっている。もっとも、家計調査によれば、1960 年における勤労者世帯のエンゲル係数は 38.8%で、食料価格が大きく上昇した 2024 年の 27.1%を 10 ポイント以上も上回っている。

また、世帯類型の変化を見ると、「三世代同居世帯」は 1980 年には 522 万世帯あったが、2020 年には 160 万世帯まで減少している（図表 4）。代わりに「単独世帯」や「夫 65 歳以上, 妻 60 歳以上の夫婦のみ世帯」が増加傾向にある。高齢者を扶養するというニーズが今も昔も変わらないなかで、昔は高齢者を家族・親族によって扶養していたのであり、これが今では多くの世帯で公的年金による社会的扶養に代替されている。さらに、児童・家族関係給付費の社会保障給付費に占める割合は 2022 年には 7.4%と上昇傾向にある（図表 5）。2023 年には「こども未来戦略」における総額 3.6 兆円規模の「加速化プラン」がとりまとめられており、子育て支援に対する給付は今後より充実していくことが見込まれる。

公的年金の発足当初の保険料は当時の負担能力を加味し、低い水準からスタートしている。その後、生活水準の向上などに伴い保険料が引き上げられたため、給付負担倍率は後世代の方がどうしても低くなる。そのため、公的年金の枠組みだけで見れば、世代間格差は存在する。ただ、エンゲル係数や子育て支援に対する給付などの状況を踏まえると、全体的な負担感は保険料だけでは測れない側面がある。

（図表3）国民年金・厚生年金（第1種）の保険料

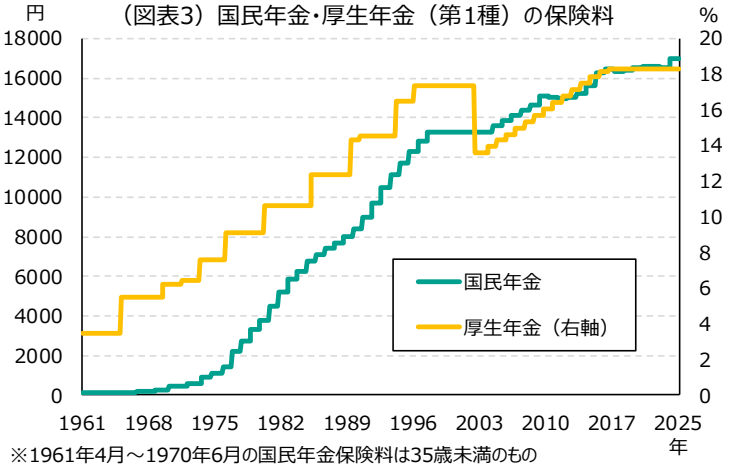

※1961年4月～1970年6月の国民年金保険料は35歳未満のもの
（出所）日本年金機構

（図表4）類型別世帯数の推移

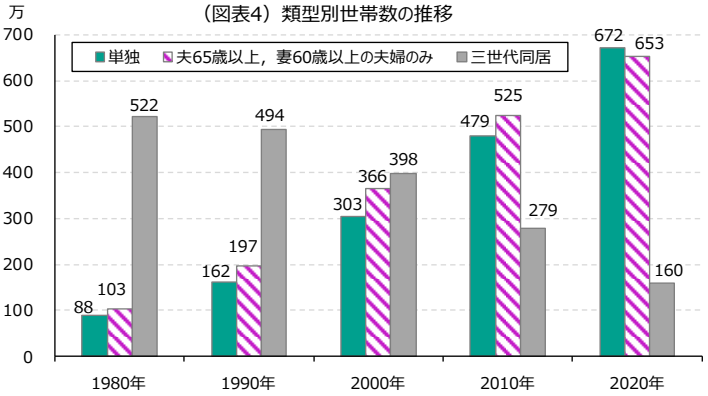

※三世代同居は「夫婦，子供と両親から成る世帯」、「夫婦，子供とひとり親から成る世帯」、「夫婦，子供，親と他の親族から成る世帯」の合計。1995年以降は新分類区分
（出所）総務省「国勢調査」より明治安田総研作成

（図表5）児童・家族関係給付費の社会保障給付費に対する割合

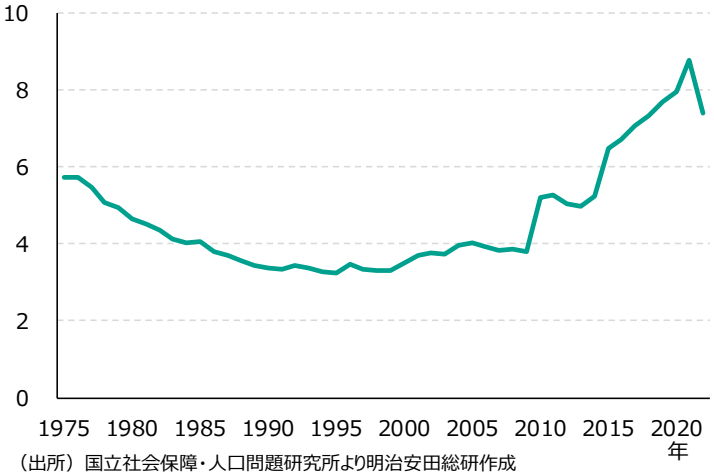

（出所）国立社会保障・人口問題研究所より明治安田総研作成

４．大事なのは経済のパイ（国民所得）を増やす視点

もちろん、だからといって現役世代の負担を否応なしに上げて良いわけではない。また、年金制度に関しても反省すべき点はある。例えば、2004 年に給付水準の調整を企図してマクロ経済スライドを導入したものの、デフレ下における適用を見送ったことで、これまで 6 回しか発動されず、想定通りの成果が得られなかったのは問題点として挙げられる。今後は、年齢ではなく能力に応じた負担を実現するような、全世代型社会保障の構築も求められる。そのため、マイナンバーの活用による資産把握で負担の公平性確保を図っていくことなども重要な課題だろう。

公的年金は、保険料負担や給付水準などの金銭的な側面に目が向きがちである。しかしながら、保険料を引き下げたところで高齢者の扶養ニーズが変わるわけではない。直近の出生数は約 72 万人/年と過去最少を更新し、65 歳における平均余命は 1980 年と比較して、男性は 4.96 歳、女性は 6.70 歳も延伸している。少子化の進展と平均余命の伸びによってむしろ高齢者の扶養ニーズは高まっている。公的年金への依存度低下は、資力調査によるスティグマを伴う生活保護や私的扶養へのバランス変更をもたらすだけとなる可能性が高い。そして、これは今の現役世代が高齢期となった際にも課題として直面することになる。そのため、保険料と給付水準の大小だけでなく、公的年金が持つ保険機能に注目することや、子育て支援など他の制度も加味したうえで世代間の公平性を評価することが必要である。

年金受給者が現役世代の生産する財・サービスを消費するという構造は今後も変わらないと予想される。自助努力による資産形成は確かに重要だが、公的年金制度の将来を見通すうえでは、金銭的な側面に着目しすぎるのではなく、そもそもの経済のパイ（国民所得）を増やすための少子化傾向の緩和や働き手確保の視点がより大事だろう。

本レポートに関するご取材やお問い合わせは以下までご連絡ください
明治安田総合研究所 エコノミスト 前田 和孝
電話番号：03-6261-7947
e-mail：ka3-maeda@myri.co.jp

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●発行元●　株式会社 明治安田総合研究所　　〒102-0073 東京都千代田区九段北3－2－11 TEL03-6261-6411